



資料編



1**用語の説明****【A～Z】****●DV防止法**

正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」で、配偶者から暴力を受けている被害者が、最寄りの地方裁判所に保護命令の申し立てを行い、裁判所が相手方に保護命令を発して被害者を守るための法律（平成13年10月施行）。

●NPO

継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

●NPO法人化

特定非営利活動促進法によってNPOが法人格を取得することで、NPO法人（特定非営利活動法人）となる。NPO法人化によって、情報公開の責任を負うことになるが、団体が契約・所有の主体になることができ、対外的信用度が上昇するというメリットがある。

【ア行】**●アグリビジネス**

農林水産関係産業。生産分野だけでなく、加工、流通、情報、交流など、農林水産業に関わる幅広いビジネスを意味する。

●雲仙市女性人材バンク

男女共同参画を推進するために、個々の知識や能力を発揮して、さまざまな分野で活動されている女性人材を掘り起こし、集約するこ

とにより、人材の育成と活用を図り、女性の活躍の機会を拡充しようとする制度。

●援助交際

女子中高生など主に未成年の女性が、大人の男性と交際して金品をもらうことであり、女子高生らが、売春という言葉を嫌って使い始めたとされている。援助交際の中身は、性交渉を伴わずに、食事をしたりカラオケに行ったりするだけのものから、性交渉を伴い売春に相当するものまで含まれる。

●エンパワメント

語源は「empowerment=力をつける」で、最近は「その人らしく自立して生きる力を高めること」という意味で使われる。

【力行】**●各種広報媒体**

広報紙や情報誌、パンフレット、リーフレット、ポスターなどの印刷物、テレビやラジオなどの放送メディア、インターネット、広報ビデオ等の映像物など。

●家族経営協定

農業などの家族従事者が意欲と生きがいを持って取り組んでいける状況を作り出すために、経営目標、役割分担、就業条件、一般生活などについて話し合い、文書で取り決めすること。

●管理指標

計画期間中にあける目標の達成状況を管理するための目じるしとなるもの。

●協働

複数の主体が、何らかの目標を共有し、それが対等な立場で役割と責任を担い、ともに力を合わせて活動することをいう。近年、日本の地方自治の分野で、まちづくりの取り組みに不可欠なものとして唱えられている概念のひとつで、例えば、地域の課題解決に向けて、行政単独では解決できない問題がある場合、または市民だけでは解決できない問題などがある場合に、相互にお互いの不足を補い合い、ともに協力して課題解決に向けた取り組みをする必要がある。協働は責任と行動において相互に対等であることが不可欠であり、行政も地域の一員として、市民の目線で協働に携わることが望ましいとされる。

●協働事業

行政と市民、市民団体、事業者が役割と負担を明確にしながら、お互いの提案により協力して実施し、社会に貢献する事業のこと。協働事業の分野は、多岐にわたっており、協働の主体が企画段階から参画し、課題を共有し、役割と責任を明確にして実施することが求められる。また、透明性の確保の観点から事業の過程を公開し、その成果を評価して次の事業に活かすことが必要である。

●顕微授精

体外受精の方法で、採取した卵子の細胞質内に、顕微鏡とガラス毛細管を用いて精子を注入し受精させるもの。

●子育てサポートセンター

子育て経験者や保育士・看護士等の資格を有する者が、子育てサポーターとして登録し、

会員登録して援助を申し入れている家庭の子どもを有償で預かったり、保育園に送迎する等、地域において会員同士が育児に関する相互援助活動を支援するためのセンター

●固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表されるように、長い歴史の中で作られた「女の役割、男の役割」を幼い頃から「女らしさ・男らしさ」として身につけられ、性別によって役割を分担するのが当然とする固定的な意識をいう。

【サ行】

●在宅就労

自宅にいながら、出勤して行うのと同じ仕事をする勤務形態。自宅にパソコンやワープロなどの端末装置を設置し、勤務先のホストコンピューターと接続して情報の送受を行う。

●市民活動団体

継続的、自発的に社会的活動を行う、営利を目的としない団体で、公益法人（社団法人、財団法人、宗教法人等）でないもの。NPO法人、ボランティア、地域活動などの公益的な活動を行っている団体。

●社会的性別（ジェンダー）の視点

人間には生まれについての生物学的性別（セックス/s e x）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別（ジェンダー/g e n d e r）」という。「社会的性別」は、それ自身に良い、悪いの価値を含むものではなく、

国際的にも使われている。「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものである。このように、「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがある。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではない。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要がある。

●若年労働力

15~34歳の労働者。

●情報モラル

情報を扱う上で必要とされる倫理のこと。または、情報社会において注意するべき点などをいう。

●ステップアップ

進歩すること。向上すること。

●ステップファミリー

再婚などによって、血縁のない親子・兄弟などの関係を中心に含んだ家族のこと。

●ストーカー行為

同一の人に対し、つきまとい等を繰り返し行うこと。

平成12年11月に施行された「ストーカー行為

等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」では、特定の者に対する恋愛感情、その他の好意感情又はそれが満たされなかつたことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者又はその家族などに対して行う以下の8つの行為を「つきまとい等」と規定し、規制している。

- ① つきまとい・待ち伏せ・押しかけ
- ② 監視していると告げる行為
- ③ 面会・交際の要求
- ④ 亂暴な言動
- ⑤ 無言電話、連續した電話、ファクシミリ
- ⑥ 汚物などの送付
- ⑦ 名誉を傷つける
- ⑧ 性的しゅう恥心の侵害

●性差医療

1990年代にアメリカで生まれた考え方で、男女の体の違いに注目した医療を行おうというもの。これまでの医療は、産科や婦人科をのぞいて、基本的に男女は同じとして発展してきたが、近年になり、同じ病気でも男女で症状が違ったり、治療の方法や効果に違いがあるということが分かってきたため、その証拠に基づいて医療を行おうというもの。

●セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせ。相手の望まない性的な言動によって相手を不快にさせること。言葉や行為によって、立場の強い者が力関係を背景にして立場の弱い者に対して、相手の意に反して不快に思わせたり不利益を与えたりして、個人の尊厳を傷つけたり良好な環境を損なったりすること。多くの場合、教員と学生、上司と部下、先輩と後輩などの権力関係や上下関

係における力関係を利用して行われる。通常、男性から女性に対して行われるが、女性から男性へまたは同性間でも起こり得る。セクシュアル・ハラスメントは、身体的な接觸や性暴力、視線や性的ジョーク等多様な形態を含んでいるが、いずれも構造的な権力関係や性差別を背景にした不当な性的圧力であり、快適な環境で学習・教育・研究・労働する権利を損ない相手に不利益を与えるなど、明らかに人権を侵害するものである。

【夕行】

●第1次ベビーブーム（団塊の世代）

1947年（昭和22年）から1949年（昭和24年）の3年間に生まれた世代を指す。厚生労働省の統計では出生数ベースで約800万人といわれている。「団塊の世代」という言葉は堺屋太一の命名によるもの。マーケティングの分野では、1953年（昭和28年）ないし1955年（昭和30年）生まれまで広めに解釈する場合もある。

●男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

●男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関する基本理念とこれに基づく基本的な施策の枠組みを国民的合意の下に定めることにより、社会のあらゆる分野において、国、地方公共団体及び国民

の取り組みが総合的に推進されることを目的として、平成11年6月に公布・施行された法律。3章28条によって構成されており、家庭生活だけでなく、議会への参画やその他の活動においての基本的平等を理念とし、また、それに準じた責務を政府や地方自治体に求めている。

●男女雇用機会均等法

1985年に制定された、職場における採用・配置・昇進などの人事上、男女の差別を行ってはいけないとする法律。正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」という。

●地域子育て支援拠点事業

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭に対する育児不安等についての相談や指導、子育てサークル等への支援を行うもの。

●地域コミュニティ

地域住民みんなが自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会を構築することを目的として構成された集まりで、住みよいまちづくりを進めるための重要な基盤。身近なところでは、地縁を基礎とした町内会や自治会などの組織がある。

●地域コミュニティ活動

地域コミュニティで、地域住民が自主的に行う助け合いや地域安全活動、環境美化活動などの公益性のある活動のこと。

●地域団体

自治会、PTA、子ども会、婦人会、老人クラブ、青少年育成団体、自主防災組織、ボランティア団体、NPO等、一定の区域を基盤として地域に根ざした活動を行う団体。

●出会い系サイト

インターネットのホームページを使った、友達や恋人の募集、サークルの勧誘等、ふれあいの場。近年は、これを悪用することによって発生する事件が絶えないため、未成年者の利用の禁止・会員登録の際の本人確認の義務化といった措置が自治体などによって図られている。

●デートDV

若い男女間でいわゆる「付き合っている」段階に起きる暴力のこと。性的関係を伴わないうちは暴力がないのに親密な関係になるにつれ、髪や耳などを引っ張るなどの身体的暴力、携帯電話の履歴を無断で見たり自分以外の異性と会うことを制限したりする精神的暴力、性的関係の強要や避妊に協力しないという性的暴力などを繰り返す行為を指す。デートDVは、暴力の要因や実態において一般のDVと違いはないが、婚姻関係がないためDV防止法の対象にはならない。

●特定不妊治療

医療保険が適用されない不妊治療（体外受精・顕微授精）。

●ドメスティック・バイオレンス（DV）

直訳すると「家庭内暴力」であるが、「夫や恋人からの女性への暴力」の意味で使われて

いる言葉で、子どもから親などへの暴力と区別するためカタカナ表記され、「DV」と略されている。親密な関係にある男女の間で、主に男性から女性に一方的に繰り返し暴力をふるう場合を指す。DVは、比較的目にとまりやすい身体的暴力だけでなくさまざまな形で表れ、多くの場合、次の暴力が重なってふるわれる。

① 身体的暴力

殴る、蹴る、押す、つねる、物を投げつける、水や熱湯をかける、髪をつかんで振り回す、首をしめる、包丁を突きつける、など。

② 性的暴力

妻が望まないセックスを強要する、見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる、避妊に協力しない、妻が望んでいるのに長期間セックスをしない、など。

③ 精神的暴力

「言うことをきけ」「誰のおかげで食べられるんだ」「お前は無能だ」「俺が家にいるときは外出するな」などの言葉を発する、何を言っても無視する、交友関係や電話を監視する、など。

④ 経済的暴力

生活費を渡さない、妻に少額を渡し「これでやりくりしろ」と言う、妻を働かせない、など。

【八行】

●ハード・ソフト両面

ハードとは道路や建築物、設備など主に施設に関するものをいい、ソフトとは人、システム、制度など主に運用に関するものをいう。

●パートナーシップ

協力関係。共同。提携。

●配偶者暴力相談支援センター

長崎こども・女性・障害者支援センター内に女性に関する相談窓口として設置。電話相談や来所相談に対応しているが、「暴力から逃れる必要がある」など、緊急性が高いと判断される場合は、センターで一時保護を行う。

取り組みのこと。積極的改善措置ともいう。その基本的な考え方は「女性であるがゆえに優遇することではなく、これまでの性別役割分担意識等によって生じた差を解消することを通じて、均等な機会・待遇の実効性を確保するところにある。

●パブリック・コメント

市が政策、制度等を決定する際に、市民の意見を聞くために行う「市民意見募集手続」のこと。または、それに対し寄せられた意見のこと。

●ひとり親家庭

両親の離別・死別などによりどちらか一方の親が不在の場合、行政上、その家庭を「ひとり親家庭」という。父子家庭、母子家庭など。

【マ行】

●無償労働（アンペイドワーク）

無報酬労働。育児・高齢者介護など家事労働をさしていう。

●メディア

媒体。手段。特に、新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどの媒体。

【ワ行】

●ワークシェアリング

「労働の分かち合い」という意味。一人ひとりの労働時間を短縮して多くの人が働くようすること。失業を防ぎ、パートタイマー・高齢者等、短時間労働を希望する人に仕事を提供できるという効用はあるが、個人の賃金は低くなるという面もある。

●フレックスタイム

1日の労働時間は一定とするが、出社・退社時間を各自の裁量にゆだねる勤務制度。出社・勤務していなければならぬ拘束時間帯（コアタイム）を設けることもある。

●放課後子ども教室

子どもが安全に安心して過ごせる居場所づくりとして開催するもので、地域の多様な方々の参画を得て、児童クラブとも連携しながら、学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動を行う。小学1年生から6年生までの児童が参加できる。

●ポジティブ・アクション

男女の均等な機会および待遇の確保の支障となっている事情を解消することを目的とした

2

雲仙市男女共同参画懇話会設置要綱

平成18年8月3日
告示第118号

(設置)

第1条 男女が共に社会の様々な分野に参画し、責任を担う男女共同参画社会の実現の推進に資するため、雲仙市男女共同参画懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 懇話会は、本市の男女共同参画社会の実現に向けて協議し、意見を取りまとめて市長に提言する。

(組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者及び市民等のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の公募)

第4条 委員の選任に当たっては、委員の一部を公募することができるものとする。

(座長及び副座長)

第5条 懇話会に座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

- 2 座長は、懇話会を代表し、会議の議長となる。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、必要に応じて座長が招集する。ただし、座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月3日から施行する。

3

雲仙市男女共同参画懇話会委員名簿

あいうえお順・敬称略

番号	氏 名	ふりがな	性別	備 考
1	七條由紀子	しちじょうゆきこ	女	小浜
2	増田安洋	ますだやすひろ	男	南串山
3	松永勇	まつながいさむ	男	南串山
4	松藤マス	まつふじます	女	小浜
5	瑞穂真爾	みずほしんじ	男	瑞穂
6	村嶋展子	むらしまのぶこ	女	諫早市(座長)
7	山口陽子	やまぐちようこ	女	愛野(副座長)
8	渡辺寿子	わたなべとしこ	女	吾妻

4

雲仙市男女共同参画庁内推進会議設置要綱

平成19年4月19日
訓令第14号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、雲仙市男女共同参画庁内推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成に関する総合的な施策の策定及び推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長、顧問及び委員をもって構成する。

2 推進会議の組織は、別表第1のとおりとする。

(会長の職務)

第4条 会長は、推進会議を統括する。

2 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

(意見の聴取等)

第6条 推進会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第7条 推進会議に付議する案件を調査研究し、又は推進会議で決定した施策等に関し必要な事務を処理するため、推進会議の下に幹事会を置き、幹事会は次の事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画計画に関する調査研究
- (2) その他推進会議から委ねられた事項

- 2 幹事会に代表幹事を置き、代表幹事は企画課長をもって充てる。
- 3 幹事は、別表第2に掲げる局、課及び総合支所の長が指名する職員1名をもって充てる。
- 4 幹事は会長の命を受け、会務に従事する。
- 5 幹事会の会議は、代表幹事が招集する。
- 6 代表幹事に事故あるときは、あらかじめ代表幹事が指名する幹事がその職務を代理する。

(庶務)

第8条 推進会議及び幹事会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

会長	市長
副会長	副市長(企画課の所掌事務を分掌する副市長)
顧問	副市長(上記以外の副市長)
顧問	教育長
委員	総務部長
委員	市民生活部長
委員	市民福祉部長
委員	観光商工部長
委員	農林水産環境部長
委員	建設整備部長
委員	議会事務局長
委員	上下水道局長
委員	農業委員会事務局長
委員	教育次長
委員	国見総合支所長
委員	瑞穂総合支所長
委員	愛野総合支所長
委員	千々石総合支所長

別表第1(第3条関係)つづき

委員	小浜総合支所長
委員	南串山総合支所長
委員	会計管理者
委員	監査事務局長

別表第2(第7条関係)

総務部秘書広報課
総務部人事課
市民生活部市民課
市民生活部健康づくり課
市民福祉部福祉課
観光商工部商工労政課
農林水産環境部農林水産課
建設整備部監理課
議会事務局
上下水道局水道課
農業委員会事務局
教育委員会学校教育課
教育委員会生涯学習課
国見総合支所
瑞穂総合支所
愛野総合支所
千々石総合支所
小浜総合支所
南串山総合支所
会計課
監査事務局